

## 関連計画について

地域福祉計画は、総合計画を上位計画とし、同時に、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子育て・子育てワイワイプラン）を横断的につなぐとともに、健康づくり推進プランと相互に調和を図りながら、健康福祉施策を推進する役割を担っています。

また、市民の活動計画として、社会福祉協議会が市民とともに策定した「地域福祉活動計画」と、市が目指す地域共生社会の姿を共有しながら、相互に連携を図っていきます。

各計画の計画期間は以下のとおりです。

	平成 26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和 元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)
総合計画	第2次基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
地域福祉計画	第3期					第4期				
健康づくり推進プラン	第2次（平成25年度～平成35年度）（※1年間の延伸）									
地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）	第三次					第四次				
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期			第7期			第8期			
障害者基本計画	基本計画									
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期			
障害児福祉計画						第1期		第2期		
子育て・子育てワイワイプラン	第2期（平成27年度～平成36年度）									

※上に記載の計画のほか、関連計画として、令和2年3月に策定した「西東京市生きる支援推進計画（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）」があります。

■ 市内計画策定スケジュール

策定期間	計画名
令和3～5年度	総合計画
令和4・5年度	地域福祉計画
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
	障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画
令和5・6年度	子育て・子育てワイワイプラン
令和6年度	健康づくり推進プラン
	生きる支援推進計画

※現時点での予定になります。

■ 令和4年度に実施するアンケート調査等と調査内容のすみ分けについて

○ 地域福祉計画

- ・ 地域福祉全般に係る項目
- ・ 重層的支援体制整備事業
- ・ ひきこもり、孤立・孤独防止
- ・ 権利擁護関係（主に高齢者・障害者）
- ・ 再犯防止関係 等

○ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者福祉に係る個別項目等

○ 障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画

障害者福祉に係る個別項目等